



知っていますか？ 自転車専用通行帯等のルール

自転車専用



令和5年9月1日から春日井市内初！
「普通自転車専用通行帯（自転車レーン）」が2か所で供用開始！

交通ルールを守って、自転車ライフを楽しく、快適に！

くわしくは
裏面をご覧ください



市道3860号線（大手橋西交差点～総合体育館交差点）



市道166号線（金ケ口町交差点～神領駅北交差点）



問い合わせ先

〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44
春日井市 市民安全課 交通安全担当
TEL 0568-85-6053

普通自転車専用通行帯（自転車レーン）



自転車等の軽車両や電動キックボード等の特定小型原動機付自転車しか通行できません。



- ・青色で塗装され「自転車専用」と道路に標示します。
- ・自転車はこのレーンを通りしてください。（やむを得ない場合を除きます。）
- ・レーン上では自転車は矢印の方向に進んでください。**逆走はできません。**
- ・自動車、バイク、原動機付自転車は通行できません。

※普通自転車とは・・・一般に使用されている自転車で、車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で他の車両をけん引していないもの

車道混在型（矢羽根型路面表示）



自転車が走行すべき位置や方向を表示しています。



- ・自転車の走行位置を示す道路表示（法定外）となります。
- ・自転車は「矢羽根」マークの矢印の向きに進んでください。**逆走はできません。**

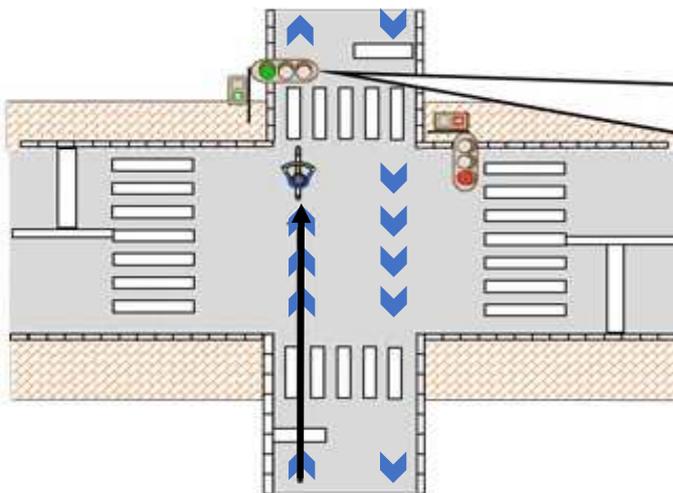
ドライバーの
皆さんへお願い

自動車、バイク、原動機付自転車で走行中に表示を踏むことは交通違反にはなりませんが、自転車の走行空間を保ちながらの安全運転に努めてください

普通自転車専用通行帯と車道を走行中に自転車が従うべき信号機

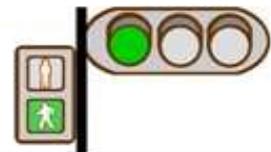


対面する車両用信号機（三灯式）に従って通行してください。



① 車両用信号機（三灯式）

② 歩行者用
信号機
（二灯式）



- ・①の車両用信号機（三灯式）の灯火に従います。
- ・灯火が赤色の場合は、停止線の直前で停止します。

その他自転車の交通ルールについてはこちらをご覧ください

■ 愛知県警ホームページ



■ 警視庁ホームページ

